

古田史学の会・東海

# 東海 の 古 代

第166号 平成26(2014)年6月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

前号に引き続いて掲載します。

・ 165号(平成26年4月)

## 1. はじめに

### 金印「漢委奴国王」の 読みと意味について(2)

京都市 黄 當時

## 2. 有用な知見

### 2-1. 枯野、軽野

解析の手掛かりは、いわゆる海の民が用いたであろう言語であるが、取り敢えず、船舶の名称について考察しつつ、解析に必要な知識(装備)を少しばかり入手しておきたい。

古代日本語における船舶の名称については、言語学的視点からの研究は貧弱で見るべきものがほとんどないが、僅かに二人の研究者が「枯野」船解明の過程で示した知見が有用と思われる。

まず、茂在寅男<sup>1)</sup>氏は、人間は有史以前から驚くほどの広範囲にわたって航海や漂流によっ

て移動していた、と考えている。その研究は、日本語の語彙にも及び、『古事記』や『日本書紀』が成立した頃は、ある種の高速船を「カヌー」または「カノー」と呼んでいたもので、その当て字として「枯野」(『古事記』<sup>201)</sup>、「枯野、軽野」(『日本書紀』)が使われたのではないかと推論している。現在の「カヌー」という言葉は、コロンブスの航海以後にカリブ海の原住民から伝えられたアラワク語が元で、さらにその語源をたどると北太平洋環流に関係してくる、と言う。そして、『記』『紀』の中に古代ポリネシア語が多く混じっている、と述べ、様々な例を挙げるが、「枯野」については、具体的な手掛かりを示さなかった<sup>202)</sup>。その説は、重要な問題提起ではあったが、それ以上の知見が出てこなければ、面白い考えだ、で終わってしまうものであった。

次いで、井上夢間氏は<sup>203)</sup>、「枯野」等の言葉とカヌーとの関係について、種々の事例を紹介しつつ、基本的で重要なことがらを次のように簡潔に説明している<sup>204)</sup>。

**私も大筋としては同じ考えですが、茂在氏がいさか乱暴にこれらの語を一括して同一語とされているのに対し、私はこれらはそれぞれ異なった語で、ポリネシア語の中のハワイ語によって解釈が可能であると考えています。**

**カヌーは、一般的にはハワイ語で「ワア、WAA」と**

\*1 茂在寅男『歴史を運んだ船—神話・伝説の実証—』、東海大学出版会、1984年。

呼ばれます(ハワイ語よりも古い時期に原ポリネシア語から分かれて変化したとされるサモア語では「ヴァ、VA'A」、ハワイ語よりも新しい時期に原ポリネシア語から分かれたが、その後変化が停止したと考えられるマオリ語では「ワカ、WAKA」)。しかし、カヌーをその種類によって区別する場合には、それぞれ呼び方が異なります。

ハワイ語で、一つのアウトリガーをもったカヌーを「カウカヒ、KAUKAHI」と呼び、双胴のカタマラン型のカヌーを「カウルア、KAULUA」(マオリ語では、タウルア、TAURUA)と呼びます。ハワイ語の「カヒ、KAHI」は「一つ」の意味、「ルア、LUA」は「二つ」の意味、「カウ、KAU」は「そこに在る、組み込まれている、停泊している」といった意味で、マオリ語のこれに相当する「タウ、TAU」の語には、「キチンとしている、美しい、恋人」といった意味が含まれていることからしますと、この語には「しっかりと作られた・可愛いやつ」といった語感があるのかも知れません。

これらのことからしますと、『古事記』等に出てくる「からの」または「からぬ」、「かるの」は、ハワイ語の「カウ・ラ・ヌイ」 KAU-LA-NUI

(kau = to place, to set, rest = canoe; la = sail; nui = large)、「大きな・帆をもつ・カヌー」  
「カウルア・ヌイ」 KAULUA-NUI

(kaulua = double canoe; nui = large)、「大きな・双胴のカヌー」  
の意味と解することができます。

また、「かのう」は、ハワイ語の「カウ・ヌイ」 KAU-NUI

(kau = to place, to set, rest = canoe; nui = large)、「大きな・カヌー」  
の意味と解することができます。

以上のように、記紀に出てくる言葉で日本語では合理的に解釈できない言葉が、ポリネシア語によって合理的に、実に正確に解釈することができるのです。

井上氏の知見は、従来不明であったことがらを言語学的に解明したもので、私たちの研究に突破口を開くものであった。氏の画期的な知見により、私たちは、言語学的な根拠を持って古

代日本語における船舶の名称について考察することができるようになったのである。氏の知見が私たちの研究の新たな礎となることは、間違いない。ここに引用した知見は、古代日本語における船舶の名称の解明にとって極めて重要な視点/手掛かりであり、今後の研究に大きく寄与することであろう。

## 2-2. 『万葉集』の船

寺川真知夫氏<sup>\*1</sup>が『万葉集』の一部の船について、次のように簡潔にまとめているので<sup>205)</sup>、井上氏の説くところを手掛かりにして、考察を加えておきたい。

……

『万葉集』の巻二十に

伊豆手夫禰(四三三六)、

伊豆手乃船(四四六〇)

と二例伊豆国産の船が詠まれており、奈良時代中期には大阪湾に回航され、使用されていたことが知られる。その船は伊豆手船すなわち伊豆風の船と呼ばれているから、

熊野船 (巻十二、三一七二)、

真熊野之船 (巻六、九四四)、

真熊野之小船 (巻六、一〇三三)、

安之我良乎夫禰(巻十四、三三六七)

などと同じく、何らかの外見上の特徴を有する船であったに違いない。この四三三六の歌では「防人の堀江こぎつる伊豆手夫禰」とあるから、これを防人の輸送と解し得るなら、その特徴は大量輸送の可能な大型船ではなかったかと思われる。……

(『日本古代論集』 pp. 141-142)

以下、順を追って検討してみることにしよう。先ず、(四三三六)と(四四六〇)の歌は、次の通りである。

巻第二十(四三三六)<sup>206)</sup>

防人の 堀江漕ぎ出る 伊豆手船 梶取る間なく  
恋は繁けむ

巻第二十(四四六〇)<sup>207)</sup>

\*1 寺川真知夫「『仁徳記』の枯野伝承の形成」(『日本古代論集』、土橋寛先生古稀記念論文集刊行会編、笠間書院、1980年)。

堀江漕ぐ 伊豆手の舟の 梶つくめ 音しば立ち  
ぬ 水脈速みかも

異文化の語彙（外来語）を取り入れる場合、大きく分けて音訳と意識の二つの方法がある。

中国語では、いずれも漢字で表記するが、音訳してみたもののこれではわかりにくい、と考えられる場合、さらに類名を加えてよりわかりやすくすることがある。特に、音節数が少ないものは、よりわかりやすく安定したものにするために、この手法を採ることが多い。

例えば、beerやcardという単語は、「啤 pí」や「卡 kǎ」という訳で、一応、事足りており、特に単語の一部であれば、問題はない

（例：扎啤 zhāpí、〔ジョッキに入れた〕生ビール；信用卡 xìnyòngkǎ、クレジットカード）。

ところが、「啤 pí」や「卡 kǎ」だけで一つの独立した単語となると、やはりわかりにくさは否めない。そこで、類名の「酒 jiǔ」や「片 piàn」を加えて、「啤酒 pǐjiǔ」や「卡片 kǎpiàn」とするのである。

「異文化の語彙（外来語）＋類名」という、現代中国語に見られるこのような表記法は、古代日本語にも見られる。「手」や「手乃」という訳で、一応、事足りているが、よりわかりやすくするために、「夫拵」や「舟」という類名を加えて、「手夫拵」や「手乃舟」としたのである。

歌人が見たものは、いずれも全称が「手乃」と呼ばれた船と考えてよいであろう。表記の違いは、（四四六〇）では、全称の「手乃」をそのまま使うことができたが、（四三三六）では、音節数の制約により一音節少ない略称の「手」を用いた、ということから生じている。もちろん、逆に、（四三三六）で略称の「手」で詠まれた船は（四四六〇）では、音節数の制約を受けることなく「手」に「乃」を後置した全称の「手乃」で詠まれている、と見なしても一向に差し支えない。

いずれの見方をするにせよ、全称の「手乃」は二音節であり、一音節少ない略称にするには、前置要素「手」を略して後置要素「乃」を残すか、後置要素「乃」を略して前置要素「手」を

残すか、の二つの選択肢しかない。実際には、後置要素「乃」は略せても（前置要素「手」が略称として残る）、前置要素「手」は略せない（後置要素「乃」が略称として残ることはない）。全称の「手乃」と略称の「手」は、修飾語を被修飾語の後に置くという、表層の日本語には見られない語法構造の存在を示している。

ありふれた言説であるが、言語は多重構造である。

例えば、女性の名前に、菊乃（野）、雪乃（野）<sup>208</sup>、幸乃（野）、綾乃（野）、などがある。名付け親は、女の子に付けるのにふさわしい名前、というくらいの意識や知識しかなく、乃（野）を付さない、菊、雪、幸、綾、などとの違いは、わかっていないであろう。このことは、学者、研究者でも同じで、乃（野）の有無に意味の違いがあることは認識していないし、また認識できず、一文字多い/少ない、一音節多い/少ない、というくらいのことしか説明できないのではないだろうか<sup>209</sup>。

人名の乃（野）は、古代日本語とポリネシア語とのつながりを示す言語的痕跡であるが、今日まで受け継がれており、心理の深層では過去の言語習慣（慣習）に基づく一種の「慣習法」が支配しているのではないか、と思わせる例である。

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏は『万葉集』④で、「手」の漢字に「て」のルビを振って「手」としているが、「手」は、「手」の正確な意味がわからないまま無難な訓みを取り敢えず一つ当てただけ、という可能性はないのだろうか。慎重な解析では、歌人が「手」と詠んでいた可能性を排除することができない。「手」には、た行音の場合、「た」と「て」の二音があり、実際のところ、時代差や地域差さらには個人差により、「た」を書き記すのに用いられたり「て」を書き記すのに用いられたりしていた、と考えてよい。このケースでは、歌人が「た」と詠み「手」と書き記した可能性は、排除できるものではなく、むしろ高いのではないだろうか<sup>210</sup>。

次は、（三一七二）、（〇九四四）、（一〇三三）

の歌である。

卷第十二 (三一七二) <sup>211)</sup>

浦廻漕ぐ 熊野船着き めづらしく かけて俣は  
ぬ 月も日もなし

卷第六 (〇九四四) <sup>212)</sup>

島隠り 我が漕ぎ来れば ともしかも 大和へ上  
る ま熊野の船

卷第六 (一〇三三) <sup>213)</sup>

御食つ国 志摩の海人ならし ま熊野の 小船に  
乗りて 沖辺漕ぐ見ゆ

(一〇三三)の「真熊野之小船」は、(三一七二)の「熊野舟」や(〇九四四)の「真熊野之船」とともに、ある同じタイプの舟/船を指している、と考えられる。つまり、(一〇三三)の「小船」は、「小」という情報を明示しており、(〇九四四)の「船」と(三一七二)の「舟」は、音節数の制約により「小」を略してはいるが、(一〇三三)の「小船」と同じもの、と理解してよい。

最後は、(三三六七)の歌である。

卷十四 (三三六七) <sup>214)</sup>

百つ島 足柄小舟 あるき多み 目こそ離るらめ  
心は思へど

先の例と同じく、これらの単語も「異文化の語彙(外来語)+類名」という表記法で書き記されている。「小」や「乎」と訳して、一応、事足りているが、よりわかりやすくするために、「船」や「夫祢」という類名を加えて、「小船」や「乎夫祢」としたのである。

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏は『万葉集』②では、「真熊野之小船」の「小」に「を」のルビを振って「小」とし、『万葉集』③では、「安之我良乎夫祢」の「乎」に「を」のルビを振って「乎」としているが、「小/乎」は、海の民の言語や文化についての知識を欠くために、「小船」や「乎夫祢」の正確な読みや意味がわからず<sup>215)</sup>、取り敢えず接頭語か形容詞と見なして「を」の訓みを一つ当てただけ、という可能

性はないのだろうか。慎重な解析では、歌人が「小/乎」と詠んでいた可能性を排除することができない。「小/乎」には、「を」と「こ」の二音があり、実際のところ、時代差や地域差さらには個人差により、「を」を書き記すのに用いられたり「こ」を書き記すのに用いられたりしていた、と考えてよい。熊野の「小船」と足柄の「乎夫祢」は、ともに「こぶね」と詠まれたものを書き記した可能性があるのではないのだろうか。

歌人はある船を「を」と詠み「小/乎」と書き記した、と考えるだけでは、重大な事実誤認をする可能性がある。歌人がある船を「こ」と詠み「小/乎」と書き記した可能性は、排除できるものではなく、このケースではむしろ高いのではないだろうか。確かに、お遊戯、お散歩、やおみかん、おりんご、のように、おふね、と言うことは可能ではあるが、歌でも会話と同じような頻度でそう詠むものなのか、使用頻度は男女とも同じなのか、話し手と聞き手の地位や年齢層による言い方や詠み方の違いはないのか、「おふね」以外にはどのようなケースがあるのか、などを考える必要性もあるのではないだろうか。

この文字表記から確実に言えることは、「小/乎」は「を」もしくは「こ」を書き記した(「を」もしくは「こ」の音声を示している)ということだけである。「小/乎」の訓みは「を」一音しかない、と考えるのは、無邪気に過ぎるが、「小/乎」は、考え得る訓みの一つであるのみならず、古代日本語における船舶名称を研究する上で極めて重要な意味を持っている。学者であれ研究者であれ、古代日本語の中に「こぶね」(或いは「こ」と呼ばれた船が存在した可能性がありそうだ、という認識を頭の片隅に置くとよい。

このケースでは、歌人は「小」や「乎」を表音に用いたのであり、表意に用いたのではない、と考えてよい。(三三六七)の原文のように、「乎夫祢」と表記されていれば、字面から舟/船の大きさを連想することはない。ところが、「小舟」と表記されていると、当て字に過ぎないということがわかっていればよいが、人々が、つ

い、字形に引かれて、単に「サイズが小さい船」と取ってしまったても無理はない。語感の極めて鋭い一部の人が腑に落ちないと思うことがあっても、漢字の絶大な表意力の前に、「小」と書いてあるから小さいと考えるしかない、と不審の思いを喪失してしまうのである。

それでは、「手」「手乃」と「小/乎」は、いずれも船を意味する異文化の語彙（外来語）を音訳したもの（音声情報を漢字で書き記したもの）ということになるが、一体どのような言葉に由来するのであろうか。先に引用した井上氏の知見から推測すれば、「手」は「tau」を、「手乃」は「tau-nui」を、そして、「小/乎」は「kau」を書き記したものであろう。

大型のカヌーと言いたければ、確かに、「手乃 (tau-nui)」が正確な表現である。しかし、実際には、寺川真知夫氏が、大量輸送の可能な大型船ではなかったか、と推測するように（『日本古代論集』p.142）、（四三三六）の「手 (tau)」は（四四六〇）の「手乃 (tau-nui)」と同じ大型船を意味しており、大きいことを明言する場合を除き、「手 (tau)」だけでカヌー一般を指したはずである。それは、今日、カヌーという言葉が大小を問わずに使えるのと同じような状況である。このことは、「小/乎 (kau)」についても同様であった、と考えられる。

言語現象として、伊豆では「手、tau」が使われ、熊野や足柄では「小/乎、kau」が使われていることは、注目に値する。それは、伊豆にはカヌーを「手、tau」と呼ぶ人々が、そして、熊野や足柄にはカヌーを「小/乎、kau」と呼ぶ人々がいたことを示しているからである。

これで、古代の日本の船舶には、後置修飾語の「nui、野/乃」を付す大型のもの (kaulua-nui、加良奴/加良怒/枯野/軽野 ; kau-nui、狩野<sup>216)</sup> ; tau-nui、手乃<sup>217)</sup>) と、後置修飾語の「nui、野/乃」を付さず、大型のものから小型のものまで幅広く使用できるもの (tau、手 ; kau、小/乎) があったことがわかる。

## 注 201)

『古事記』(下巻、仁徳天皇)の原文表記は、**加良奴**(荻原浅男、鴻巣隼雄)<sup>\*1</sup>。

(日本古典文学全集1『古事記 上代歌謡』p.289)

**加良怒**(山口佳紀、神野志隆光)<sup>\*2</sup>。

(新編日本古典文学全集1『古事記』p.304。

兼永本により「奴」を「怒」と校訂し、「加良怒」としたものである。p.396)

## 202)

茂在寅男『歴史を運んだ船』pp.1-2,p.32。

「枯野」等の解釈に外来語(異文化の語彙)という観点を試みたのは、茂在氏が初めてであろう。

## 203)

筆名。本名、政行。

## 204)

これは、管見に入った最も有用な知見である。井上氏は、ここでは慎重に、

kau = to place, to set, rest = canoe

と説明しているが、自身のHP(夢間草廬、<http://www.iris.dti.ne.jp/~muken/>)では、

kau = canoe

としている。

Mary Kawena Pukui & Samuel H. Elbert 1986. *Hawaiian Dictionary*. University of Hawaii Press. には、

「kukahī. n. Canoe with a single outrigger float」(p.135)、

「kaulua.nvi. Double canoe」(p.137)

の例があるので、kauをcanoeと理解するのに問題はない。修飾語がなくとも、「kau」だけで使われていたであろう。

引用文は、KAMAKURA OUTRIGGER CLUB、<http://leiland.com/outrigger/column.shtml?kodai.html>.

Copyright (C) 1999-2002 KAMAKURA OUTRIGGER CLUB & LEILAND INC.

に掲載されていたが、今は削除されている。

## 205)

引用の際の省略個所は、「……」で示す。以下同じ。

\*1 荻原浅男・鴻巣隼雄編、日本古典文学全集1『古事記 上代歌謡』、小学館、1973年。

\*2 山口佳紀・神野志隆光編、新編日本古典文学全集1『古事記』、小学館、1997年。

206)

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏<sup>1</sup>は、次のように注をする。

伊豆手船—

伊豆地方で建造された船をいうか。四四六〇の「伊豆手の舟」との異同は不明。『令集解』(菅繕令・古記)に船艇の代表に『播磨<sup>註</sup>国風土記』逸文に見える伝説的丸木舟の名「速鳥」と並べて「難波伊豆の類」とも見える。……

(小学館版『万葉集』④、p. 390頭注)

寺川真知夫氏は、引用の通り、大型船か、と推測する。正しい推測である。

原文：佐吉母利能 保理江己芸豆流 伊豆手夫祢  
加治登流間奈久 恋波思気家牟。右、九日  
大伴宿祢家持作之。

(同書同頁。黒丸、白丸などのルビは筆者。以下同じ)

207)

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏<sup>2</sup>は『万葉集』④で、次のように頭注を付している。

伊豆手の舟→四三三六(伊豆手船)。

歌の趣から推して、伊豆手船よりも小型かと思われる。(小学館版『万葉集』④、p. 437頭注)

原文：保利江己具 伊豆手乃舟乃 可治都久米於  
等之婆多知奴 美乎波也美可母。

(同書同頁)

小島、木下、東野諸氏は、窮余の策をとったのであろうが、歌の趣では、信頼性に疑問が残り、後日、正誤の判断が示されるまでは、理論上、誤りではないものの、研究方法として許容されない。後述するが、文字表記に基づくなら、「手乃」は「手」よりも大きいので、小島、木下、東野諸氏は、逆に解釈をしまっている。趣は、元々、主観の入る余地が大きく、基準として使えないことが改めてはつきりした。解析を日本語一視点のみに頼るのは、危険であり、必要性もない。

208)

「大雪」の「大」が、量の多さを意味するのであれば、「大雪」は、場合によっては、雪害をもたらしかねない雪である。

おお-ゆき【大雪】はげしく大量に降る雪。また、その

積った雪。

たい-せつ【大雪】①はげしく降る雪。多く積った雪。おおゆき。

(『広辞苑』第五版、p. 352、p. 1607)

「大雪」の「大」が、雪片の大きさを意味するのであれば、「大雪」は、その形状（さらには、その美しさ）に着目した表現であり、以下のような単語とほぼ同義であろう。

たびら-ゆき【たびら雪】(ダビラユキとも)春近くに降るうすくて大片の雪。だんびら雪。

はなびら-ゆき【花卉雪】花卉の形をした大片の雪。ぼたん-ゆき【牡丹雪】大きな雪片が牡丹の花びらのように降る雪。ぼたゆき。

ぼた-ゆき【ぼた雪】(新潟県・福井県・石川県・山形県庄内地方・大分県などで)湿気のある大粒の雪。ぼたん雪。

(『広辞苑』第五版、p. 1670、p. 2170、p. 2461)

209)

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏は、一文字多い/少ない、一音節多い/少ない、という程度の説明に満足せず、果敢にも、歌の趣から、手乃を手よりも小型か、と誤った推測をしたが(注207参照)、これでは、恐らく、小島、木下、東野諸氏は、例えば、菊は普通(サイズ)の菊で、菊乃は大輪の菊という意味の違いや、幸は普通(程度)の幸せで、幸乃は大きな幸せという意味の違いもわからないのではないだろうか。

乃は、いわゆる海の民の言語や文化についての知識がなければ、正しく理解できないが、私たちは、今後、船名の「手と手乃」の大小や人名の「菊と菊乃」「幸と幸乃」の違いを論じるのに、趣に頼る必要はもはやない。

210)

『日本書紀』(巻第二、神代下、第九段、正文)に、「熊野の諸手船」という船がある。

『日本国語大辞典』は、諸手船を、  
〔もろた〕は諸手または両手の意)

①多くの櫓のついた早船または、二挺櫓の早船。

②島根県八束郡にある美保神社の諸手船神事に用いるくり舟

と説明し、また、諸手船神事の項で、

\*1 小島憲之、木下正俊、東野治之(校注・訳者)、新編 日本古典文学全集9『万葉集』④、小学館、1996年。

\*2 小島憲之、木下正俊、東野治之(校注・訳者)、新編 日本古典文学全集8『万葉集』③、小学館、1995年。

……

船員船子らが樟(くすのき)をえぐったくり舟に乗り、  
海岸で神官が擬装した事代主神に拍手をし帆をか  
けて六回港内をこぎ競う。……

(『日本国語大辞典』第二版、第十二巻p.1413)

と説明している。

「諸手船」の「手」は、『万葉集』の「手夫  
祢/手乃舟」の「手」と同じもので、手(tau)  
という名の船であり(後述)、「船」は、「手夫祢  
/手乃舟」の「夫祢/舟」と同じもので、理解を  
助けるための類名である。そして、「諸」とは、  
「しっかりと結びつける」の意味である。

(mol. vt. to tie securely. Mary Kawena  
Pukui & Samuel H. Elbert 1986, p.253)

全体で、オモキを嚴重に連結してできた手  
(tau)という船、の意であることは、おわかり  
であろう。

tau(舟/船)という言葉(音声情報)を、伊豆  
の知識人(たち)は、手、という漢字で書き記し  
(漢字は表音に用いられている)、島根の知識  
人(たち)も、同様に、手、という漢字で書き記  
した(漢字は表音に用いられている)、と見て  
よい。

## 211)

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏は『万葉  
集』③で、次のように注釈を付している。

浦廻漕ぐ—

津々浦々を漕ぎ巡る、の意で、熊野船の特性を述  
べた修飾語。

熊野船着き—

熊野船は熊野地方産の原木で製した船。その構造  
や機能に特色があった上に、その沿岸住民も航海技  
術に長じていたことで、当時、既に有名であったので  
あろう。巻第六の山部赤人の歌(九四四)にも「大和へ  
上るま熊野の船」が詠まれている。……

(小学館版『万葉集』③、p.369頭注)

原文：浦廻榜 熊野舟附 目頼志久 懸不思 月  
毛日毛無。 (同書同頁)

青木生子、井手至、伊藤博、清水克彦、橋本四  
郎諸氏<sup>1)</sup>は、次のように注釈を付している。

熊野舟つき

「熊野舟」は良材を産する紀伊の熊野地方の舟で、  
特異な形状であつたらしい。「つき」は形状の意で、  
目つき・顔つきの「つき」と同じものか。上二句は  
序。「めづらしく」を起す。

(新潮社版『万葉集』三、p.390頭注)

## 212)

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏<sup>2)</sup>は、次  
のように注釈を付している。

島隠り—

この島隠ルは風待ちなどのために島陰に停泊する  
こと。

ま熊野の船—

マは接頭語。熊野は熊野船(三一七二)としてその  
構造・機能に特色がある船を産し、沿岸住民も航海  
技術が卓越していたことで、当時既に有名であつ  
た。 (小学館版『万葉集』②pp.121-122頭注)

原文：嶋隠 吾榜来者 乏毳 倭辺上 真熊野之  
船。 (同書p.121)

## 213)

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏の『万葉  
集』②の注。

ま熊野の小船→九四四(ま熊野の船)。

(小学館版『万葉集』②、p.162頭注)

原文：御食国 志麻乃海部有之 真熊野之

小船尔乘而 奥部榜所見。 (同書同頁)

なお、「小」の字に「を」のルビをわざわざ  
振るからには、そのように読ませようという意  
図があると思われるが、「小石」や「小島」の  
「こ」に読む可能性は、検討されたのであろう  
か。

## 214)

小島憲之、木下正俊、東野治之諸氏の『万葉集』  
③の注。

足柄小舟—

足柄山で造つた舟。「足柄山に船木伐り」(三九一)  
ともあつた。逸文『相模国風土記』に、足柄山の杉  
材で造つた舟は足が軽い、とある。

(小学館版『万葉集』③、p.464頭注)

原文：母毛豆思麻 安之我良乎夫祢 安流吉於保  
美 目許曾可流良米 己許呂波毛倍杼。

(同書同頁)

\*1 青木生子、井手至、伊藤博、清水克彦、橋本四郎(校注)、新潮日本古典集成4 1『万葉集』三、新潮社、1980年。

\*2 小島憲之、木下正俊、東野治之(校注・訳者)、新編 日本古典文学全集7『万葉集』②、小学館、1995年。

## 215)

「小船」が後人に正しく理解されていないことを知るには、「小船」とはどのような船なのか、つまり、その具体的な大きさや乗員数等を考えるとよい。注207)で、歌の趣では、信頼性に疑問が残り、後日、正誤の判断が示されるまでは、理論上、誤りではないものの、研究方法として許容されない、とは書いたが、歌や文章の趣が真にわかる人には、字面は「小船」だが実際には「小」さくなかろう、と感じられることがあるのではないかと。

## 216)

「kau-nui (狩野)」は、広く使われていたようである。その痕跡は、船名にはないようであるが、地名に見ることができる。狩野は、茂在氏の挙げる例であるが(『歴史を運んだ船』p.20)、他にも、例えば、巨濃郡(鳥取県)、金浦(秋田県由利郡)がある。「kau-nui」との深いつながりで名付けられたものであろう。

広島県福山市金江町は、江に金(属)があることに由来するのではなく、江にkau-nui(船-大きい、大型船)があることに由来している。金江町金見、金江町藁江、も、金(属)ではなくkau-nui(大型船)が見えることで名付けられたものであり、江に(稲/麦)藁ではなくwaa-lua(船-二つ、双胴船)が浮かんでいることで名付けられたものであろう。

また、志賀島の叶崎や、高知県土佐清水市の叶崎も、そこでは何かの願いが(いつも、よく)叶うからではなく、そこをkau-nui(船-大きい、大型船)が(いつも、よく)通ることで名付けられたものであろう。

山口県東部にある鹿野町は、鹿がいる野原、という特色から地名ができた可能性もあろうが、錦川上流にあり、農林業を主にしていることから見ると、kau-nui(船-大きい、大型船)用の木材を産することに由来して地名ができた可能性もあろう。

人名の狩野(かの、かのう)、加納、加能、嘉納や叶などにもkau-nuiに由来するケースがあろう。

## 217)

地名にも、その痕跡がある。例えば、田浦(長

崎県福江市)は、田圃が浦(の近く)にあることに由来するのではなく、tau-nui(大型船、もしくは、tau、船)が浦(そのもの)にあることに由来する地名であろう。

また、人名の田野にもtau-nuiに由来するケースがあろう。このような事例は、今後さらに追究するならば、無数に発見しうるに相違ない。

前号に引き続いて掲載します。

- 161号(平成26年1月)
  - 1 発端
  - 2 式内社
  - 3 尾張国式内社
- 162号(平成26年2月)
  - 4 ひしめく神社
  - 5 多奈波太神社
- 163号(平成26年3月)
  - 6 三神社に注目するに至った契機
  - 7 綿神社
- 165号(平成26年5月)
  - 8 羊神社

## 繊維街の源流を求めて(その5)

名古屋市 加藤勝美

### 8 羊神社

—前略—

以上が、羊神社の概要ですが、ざっとまとめると次のようになります。

- ① 当社が式内社「山田郡羊神社」と比定されたのは比較的新しく、江戸中期になって尾張藩士の国学者だった天野信景が辻町の「神明社」がそれに該当すると説いてからである。
- ② 祭神は天照大神及び火之迦具土神である。
- ③ 創立年代は不詳である。
- ④ 羊神社と呼ばれるのはこの地に羊太夫が立ち寄って創建したからであるという。



① 地名の辻町は羊に由来している。

## 9 ひつじじんじや 羊神社をめぐる疑問

前回述べたように、羊神社が式内社「山田郡羊神社」と比定されたのは比較的新しく、江戸中期になって天野信景が辻町の「神明社」がそれに該当すると説いてからなのです。つまり、それまでは「神明社」なので、当然のことながらその祭神は天照大神だったわけです。ところが天野信景が言い出したのが契機になって社名が「神明社」から「羊神社」に変わりました。となると、祭神が天照大神一柱では具合が悪い。羊神社に相応しい祭神を探し出さなければなりません。そこで白羽の矢が立ったのが火之迦具土神ひのかぐつちのかみだったのではないかと私は思います。むろん神明社として人々が崇めてきた神社ですから、それまでの祭神である天照大神を消すわけにはいきません。そこで火之迦具土神は追加して祭られることになったのですが、理由は単純。(ひのかぐつちのかみ)を「ひつち」と約めて読み、ひつち=ひつじ、と強引に結びつけたものと思料されます。

これは二重の意味で強引なこじつけと言わなければなりません。

第一の強引さは、辻町の神明社が式内社の羊神社ではないかと言い出したのは延喜式神名帳が成立した延喜年間からなんと800年ほど経ってからのことなのです。神明社が本当に式内社の羊神社なのか否か、800年もの長きにわたって誰一人として気づかなかつたのだろうか、不思議な話です。

第二の強引さは追加された祭神の火之迦具土神が本当に羊神社の祭神に相応しいのかどうかです。

火之迦具土神は母神の伊邪那美尊を焼き殺してしまった火勢神なのです。単純に「(ひのかぐつちのかみ)を「ひつち」と約めて読み、ひつち=ひつじ、と語呂合わせして羊としてしまつてよいでしょうか。そもそも、辻町に鎮座するから「羊神社」だと決めつけるのが強引なのです。百歩譲って辻町に「山田郡羊神社」が存在していたとしても、神明社が即羊神社だと決

めつけるのは危険でしょう。

次に、旧揭示には社名の由来として「この地に羊太夫が立ち寄って創建したからである」という解説を施していますが、ここまでこじつけると強引さを通り越して、あきれてあいた口がふさがらないという思いに駆られます。さすがに揭示の記述者もこれには気が引けたと見え、「といわれている」とか「という」という言い方にとどめています。そもそも同説を重んじるなら、由緒に「創立年月日は不詳なれど」と記す必要はありません。旧揭示は、羊神社を、群馬県多野郡にある「多胡碑」に登場する「羊太夫」に関連づけており、当地に羊太夫が京都に上る際立ち寄ったゆかりの屋敷があり、火之迦具土神を祀った、と解説しています。これは著しく不自然な解説と言わなければなりません。

多胡碑は、古代史をやっている人ならお馴染みの金石文です。群馬県高崎市吉井町池字御門にある古碑であり、国の特別史跡に指定されています。山ノ上碑、金井沢碑とともに上野三碑などと呼ばれています。

碑文は6行80文字から成り、次のように刻印されています。

一行目 弁官符上野國片罡郡緑野郡甘  
二行目 良郡并三郡内三百戸郡成給羊  
三行目 成多胡郡和銅四年三月九日甲寅  
四行目 宣左中弁正五位下多治比真人  
五行目 太政官二品穗積親王左大臣正二  
六行目 位石上尊右大臣正二位藤原尊

羊は二行目に出てきます。「三郡内三百戸郡成給羊」とあります。一から三行目までが実質的な内容で、「上野国の片岡郡・緑野郡・甘良郡の三郡の中から三百戸を一郡とし、多胡郡とする。和銅四年三月九日」という文面になっています。問題は「給羊」です。

「給羊」を「羊に給う」と読み、羊を羊氏ないし羊太夫という人名と解釈する説があります。が、人名説は文脈上成立し難い面を持っています。「三郡内の三百戸を一郡とした」のはいうまでもなく朝廷権力です。その一郡をまるごと一人の人民に与える！ そんなことがある

う筈がないではありませんか。「羊」には何の氏姓も位階も役職も記されていません。つまり羊氏は、無位無官の一人民ということになります。律令制下、地方制度ががっちり行き渡っていた奈良時代に、「無位無官の一人民にわざわざ三郡から割譲して作った一郡をまるごと給う」、そんなことが本当にあり得るのでしょうか。

さらに文面自体が奇妙です。「郡成給羊成多胡郡」とあるのです。「一郡となす羊に給う多胡郡となす」なんて郡の説明中に「羊に給う」が入るのは私には不自然としか思われません。

「給羊」は何か別の意味の用語のような気がしてならないのです。たとえば「称す」に相当する用語の気がするのです。

こんなわけで羊を人名と解するのは決定的とは言えないのです。

が、百歩譲って羊を人名と解しましょう。羊氏ないし羊太夫なる人物は記紀その他の古分献に出てきませんから、多胡碑の「給羊」が唯一の手がかりということになります。したがって旧掲示の解説も多胡碑の「給羊」を持ち出し、後は、京都に行く途中に当地に立ち寄っただの、火之迦具土神が祭神だの、立ち寄った羊太夫が羊神社を創建したのだと、空想としか思われないう話を作り出しています。

羊太夫が遙か遠方の京都まで何のために行ったのでしょうか。行ったとして、ちょうどまく神明社の鎮座地である辻町を通りかかったというのでしょうか。通りかかったとして、立ち寄っただけの太夫がそこに神社などを創建するもののでしょうか。さらに、祭神が羊神社に相應しい羊太夫自身ではなく、なぜ、火勢神たる火之迦具土神なのでしょう。このように、羊神社の社名の「羊」というたった一文字になんとか結びつけようとすると、涙ぐましいまでのいくつもの仮定とこじつけを重ねないと説明できないのです。これでは、さすがの旧掲示の記述者も「～という」という言い方しかできないわけです。出来の悪いこじつけ話としか思えない由緒話なのですが、そもそもこんなこじつけ話を作

り上げるのに何のメリットがあるのでしょうか。大いに疑問と言わざるを得ません。

以上、黒川周辺に存在する式内社、多奈波太神社、綿神社及び羊神社の3社について順次紹介がてらその概要と問題点を見てきました。その結果、私自身の見解を開示する地点にたどり着いたと思います。で、いよいよ次回は最終回ということで私の見解を述べてみることにしたいと思います。



## 1 はじめに

法興年号に関する主たる史料には、「法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘」・『伊予国風土記』逸文<sup>\*1</sup>がある。

その原文は、別紙1・2のとおりである。これらを表1のとおり年表形式で作成し、検討したところ、法興年号は591年～622年まで存在していた。

そこで、次ぎに何処で用いられたかを検討してみた。

## 2 法興年号を用いた王朝

推測されるのは、

- ① 近畿天皇家
- ② 九州王朝
- ③ ①・②以外

である。これらについて検討する。

### ① 近畿天皇家

- ・法興年号は、崇峻・推古天皇の二代にまたがっているので、近畿天皇家の年号とは言えない。

\*1 『伊予国風土記』逸文には、『釈日本紀』（『日本書紀』舒明11年(639年)12月条「十二月己巳朔壬午 幸于伊予温湯宮」の「幸于伊予温湯宮」の注釈）及び『万葉集注釈』所引きがある。

- ・法王大王、上宮法皇は男性、推古天皇は女性である。
- ・通説では、法王大王等を聖徳太子に比定しているが、聖徳太子は最高権力者ではない。
- ・推古天皇に比定される人物が記述されていない。
- ・故に、近畿天皇家の年号ではないと思う。
- ・山崎仁礼男氏は近畿で用いられた蘇我氏の私年号としている。<sup>\*1</sup>

表1 『法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘』・『伊予風土記(湯岡碑文)』による年表

西暦	干支	法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘・伊予風土記(湯岡碑文)				年号							
		年号	年	記	事	日本書紀	二中歴	中国年号					
591	辛亥	法興	元	—	—	崇峻	4	端政	3	隋・開皇	11		
596	丙辰		6	10	—	法興六年十月 歳在丙辰 我法王大王与慧慈法師及葛城臣 道遙夷予村 正觀神井 歎世妙驗 欲叙意 聊作碑文一首	推古	4	告貴	3		16	
621	辛巳		31	12	—	法興元卅一年歳次辛巳 十二月 鬼前太后崩		29	倭京	4	唐・武徳	4	
622	壬午		32	正	22	—	明年 正月廿二日 上宮法皇枕病弗愈 干食王后仍以劳疾 並著於床 時 王后王子等 及與 諸臣 深懷愁毒 共相發願		30		5		5
				2	21	癸酉	二月廿一日癸酉 王后即世						
					22	甲戌	翌日 法皇登遐						
623	癸未		3	—	—	癸未年 三月中 如願敬 造釋迦尊像并侍及莊嚴具竟 使司馬鞍首止利佛師造		31	仁王	元		6	

※1 「法興33年」を「癸未年」と記述しているのは、「法興」年号は32年で終了したことを意味する。  
2 法興32年を西暦622年としたのは、次の表(2月21日癸酉から算出)によった。

西暦	年干支	2月干支		日本書紀
		朔日	21日	
502	壬午	庚申	庚辰	武烈 4年
562		辛未	辛卯	欽明 23年
622		癸丑	<b>癸酉</b>	推古 30年
682		甲子	甲申	天武 10年

※ 元嘉暦によって算出。  
内田正男編著『日本書紀暦日原典』による。  
(雄山閣、昭和53年1月、新装版平成5年10月)

\*1 山崎仁礼男著『蘇我王國論』(三一書房、1997年10月) 参照。  
蘇我氏は、九州王朝の重臣で、「継体の叛乱(磐井の乱)」の報復として近畿に派遣され、継体を滅ぼし支配した。  
蘇我王國は仏教王国として法興寺を中心に仏教文化をの花をさかせ、歴史書を書き、法興という私年号も密かに立てられたのです。(362頁)

## ② 九州王朝

- ・九州王朝の年号とすれば、王朝内に『二中歴』年号と法興年号の二種類の年号が並列していた事になる。
- ・同一の最高権力者に二種類の年号が存在する事はない。中国・朝鮮にもそのような事例はない。
- ・それ故、存在したとすれば、別の王朝が存在する事になる。大芝英雄氏が「筑紫本朝と弟国豊前王朝」の兄弟王朝説を発表している。

## ③ ①②以外で考え得るのは、

- ・仏教年号である。つまり、世俗的な王権とは別に、仏教世界で用いられた年号である。過去にそのような事例が中国等の他国に存在したか、寡聞にして知らない。
- ・近畿天皇家・九州王朝以外の王朝の年号と推定される。多元的古代を考えれば可能性は大きいと思われる。

最も有力なのは吉備王朝と推測される。これについて後述する。

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

### 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」から南西へ徒歩8分
- ・市バス「市役所」から東へ徒歩8分

### 駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

詳しくは、本会ホームページの「例会」案内図で確認してください。

## 今後の予定

7月例会：7月27日（日）名古屋市市政資料館

8月例会：8月10日（日）名古屋市市政資料館

例会は、7月は**第4日曜日**、8月は**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。

## 5月例会報告

5月例会に代えて、奈良・大阪方面の史跡・博物館を見学しました。

- ・5月29日（木）  
大神神社、桜井市埋蔵文化財センター展示収蔵室、法隆寺
- ・5月30日（金）  
大坂府立近つ飛鳥博物館、大坂府立弥生文化博物館、大仙陵古墳（仁徳天皇陵）、堺市博物館

## 6月例会予定

日時：6月8日（日）午後1時30分～5時  
場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

## 平成26年度「古田史学の会・東海」総会

### の開催について

次のとおり開催します。

日時：平成26年6月8日（日）

6月例会終了後

場所：名古屋市市政資料館（第5集会室）

\*1 大芝英雄著『大和朝廷の前身－豊前王朝』（同時代社、2004年2月）参照。

※大芝氏は九州王朝と法興年号との関連を述べていない。吉備王朝の年号を可能性を述べている。（『法興』年号の示唆するもの『市民の古代研究・合本』〈『市民の古代』編集委員会編集、新泉社、1992年7月）155～157頁参照。なお、初出は『市民の古代研究』第24号（1987年11月）